

12月は町税収納強化月間です

税金の納め忘れはありませんか？

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの町税は、私たちが安心して暮らすための貴重な財源です。指定された納期限までに納めましょう。納期限までに納付されなかった場合、督促状や催告書を送付するなどして、納付をお願いしています。

◆滞納を放置しておくと…

町では、期限内に納付された方との公平性を守るため、また安定した税収入を確保するため、納税に対して誠意の見られない納税者に対しては財産調査を行い、財産の差押えなどの滞納処分を行っています。

○ 「不動産差押え」

不動産登記簿に「差押」の登記をして、財産を処分することを禁止し、公売できる状態にします。

○ 「預金差押え」

銀行・信用金庫・農協・ゆうちょ銀行などの金融機関に照会を行い、預貯金を差押えて、滞納している税金に充当します。

○ 「給与差押え」

勤務先に給与支払い額などの照会を行い、給与差押え後、毎月雇用主から徴収し、滞納している税金に充当します。

○ 「生命保険差押え」

生命保険会社などに照会を行い、生命保険差押え後に解約し、生命保険会社から解約返戻金を徴収し、滞納している税金に充当します。

○ 「動産差押え」

捜索による強制調査を実施し、財産差押え後、インターネット等で公売し、滞納している税金に充当します。

◆事情のある人は必ず納税相談を

病気や失業、その他やむを得ない理由で一時的に税金の期限内納付が困難な人は、そのまま放置せず、必ず税務課まで連絡してください。期間を定め、分割納付などの方法がありますので、ご相談ください。

◆納税は口座振替が便利です

町税の納付は、口座から自動的に納付できる、安心で便利な口座振替が便利です。納付のたびに、役場や金融機関などに足を運ぶ手間が省け、うっかり忘れることもありません。

口座振替を希望する金融機関又は税務課に、通帳と届出印を持って、手続きをしてください。

◆コンビニエンスストア、スマートフォン、ゆうちょ銀行でも納付できます

納付書に記載されているコンビニエンスストア又はスマートフォン決済サービス（PayPay、LINE Pay、PayB、auPAY、d払い）で24時間納付することができます。また、岐阜県・愛知県・静岡県・三重県内のゆうちょ銀行・郵便局でも納付できます。どれも納付に対する手数料はかかりませんが、有効期限を過ぎた納付書では納付できませんので、金融機関又は税務課で納付してください。

償却資産(固定資産税)の申告をお忘れなく

償却資産とは、法人や個人で工場や商店などを経営している方や太陽光発電事業を行っている方が、その事業を営むために所有している土地および家屋以外の構築物、機械および装置、工具・器具および備品等の資産を言います。

◆申告が必要な方

令和7年1月1日現在、事業用の償却資産を所有、貸付している法人や個人

◆申告方法

①前年度申告されている方

12月中旬に申告関係書類を郵送します。廃業・休業・解散や資産の増減がない場合でも申告してください。

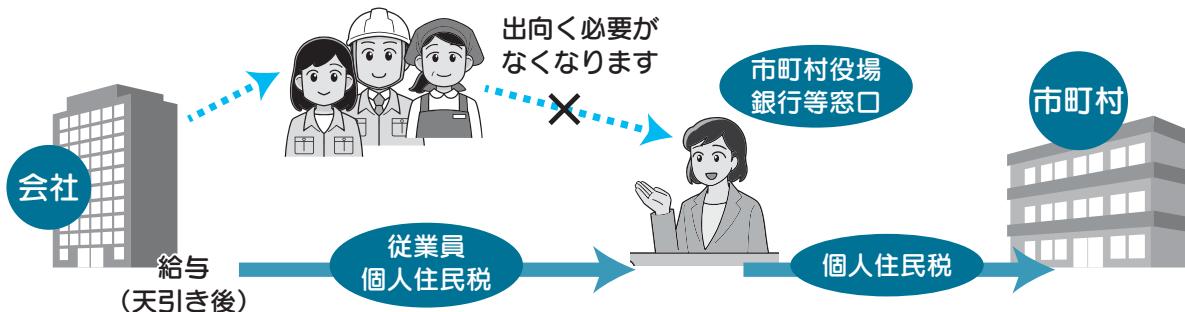
②令和7年度から申告される方(新規)

令和6年中に新規事業を始められた方は、新しく償却資産の申告をする必要があります。該当資産のない場合でも、必ず申告をしてください。

個人住民税は特別徴収で納めましょう！

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税(町民税+県民税)を徴収(天引き)し、納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。



◆納税方法

会社が従業員の給与から個人住民税を天引きし、役場、銀行等窓口、または地方税共通納税システムを利用して納税します。

切り替えのメリット(従業員)

- 役場・銀行等の窓口に出向いたり、口座振替用に預金を取りおくなどの必要がなくなります。
- 年4回納付していたものが年12回となり、1回あたりの納税額が少なくなり、金銭的な負担が減ります。
- 会社が毎月の給与から天引きするため、納付し忘れることがなくなります。